

北海道景観計画



平成 26 年 8 月

北海道

沿革

平成 20 年 6 月 20 日 策定

平成 20 年 10 月 1 日 一部変更

釧路市が景観行政団体に移行することに伴う区域図（別図）の変更

平成 22 年 3 月 30 日 一部変更

空港整備法の一部改正に伴う規定の整備及び略称規定により記述文の簡素化を図るための規定の整備（別表 1（3）ア及びイ、別表 2（3）ア及びイ）

平成 23 年 4 月 1 日 一部変更

上富良野町が景観行政団体に移行することに伴う区域図（別図）の変更

平成 23 年 8 月 30 日 一部変更

「地域の自主性及び自立を高めるための推進の改革を図るための関連法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号）の公布に伴う景観法の改正（条文ずれの修正）

平成 25 年 4 月 1 日 一部変更

栗山町が景観行政団体に移行することに伴う区域図（別図）の変更

平成 26 年 4 月 1 日 一部変更

太陽電池発電設備及び風力発電設備に係る届出対象行為への位置付けを明確化するため別表 1 及び別表 2 に関する記述の整理

平成 26 年 8 月 12 日 一部変更

北見市が景観行政団体に移行することに伴う区域図（別図）の変更

1 趣旨

この計画は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）第 8 条の規定に基づき、次項に定める景観計画区域における良好な景観を形成するために必要な事項（北海道景観条例（平成 20 年北海道条例第 56 号。以下「条例」という。）及び条例第 7 条の規定に基づく良好な景観の形成に関する基本構想において定めるものを除く。）について定めるものとする。

なお、これらの事項は、関係する法令及び条例に則して定めるものである。

2 景観計画区域

この計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、景観行政団体である市町村の区域を除く北海道の区域（別図のとおり）とする。

3 良好な景観の形成に関する方針

法第 8 条第 3 項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、次のとおりとする。

（1）一体性と連続性のある広域景観づくり

全道各地における自然景観、田園景観、沿道・沿線景観及び市街地景観の特色に配慮しながら、景観計画区域におけるこれらの景観が、広域的なまとまりのなかで、連続性を保ちながら一体となって、本道の雄大な大地と澄んだ青空にふさわしい美しい景観を形成することができるような景観づくりをすすめる。

（2）戦略的な活用を図るための景観資源の整備

北の大地の豊かな自然や、北国における人々の日々の暮らしと地域の資源を活かした農業などの産業の反映である本道の美しい景観は、まちづくりや観光などの地域の産業にとって重要な資源である。景観計画区域における景観資源が、持続可能な地域づくりに資することを目的として、その価値を高め、まちづくりや産業の振興に有効に活用されるよう、必要な整備を図られるように努める。

（3）協働による多様な景観づくり

広域性と並ぶ本道の景観特性である多様性を活かし、景観づくりに主体的に取り組む道民や市町村、事業者などと協働しながら、風土や歴史、文化を大切にしながら多様な景観づくりをすすめる。

（4）景観の総合的な質を高めるための景観づくり

景観づくりは、持続的かつ総合的に取り組むことが必要であることから、景観を阻害する建築物や工作物等について必要な規制をすることなどにより、景観計画区域における良好な景観を保全し、景観の総合的な質の向上を図る。

4 法に規定する行為規制の制度等を活用するために必要な事項

(1) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

① 区域の別による区分

景観計画区域のうち、条例第13条第1項の規定により指定された広域景観形成推進地域（以下「広域景観形成推進地域」という。）においては、条例第14条第1項の規定により定めた広域景観形成指針に基づき、特に広域にわたる良好な景観形成を推進する必要があることから、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、一般区域（広域景観形成推進地域以外の区域をいう。以下同じ。）とは異なる取扱いをすることが適当である。このことから、次の届出対象行為及び景観形成の基準について、一般区域と広域景観形成推進地域に区分して、それぞれ定めるものとする。

② 届出対象行為

法第16条の規定に基づき、同条第1項の届出（同条第5項後段の通知を含む。）を要する行為（以下「届出対象行為」という。）は、一般区域については別表第1、広域景観形成推進地域については別表第2のとおりである。

③ 景観形成の基準

条例第25条の規定による良好な景観の形成を図るための事項（以下「景観形成の配慮事項」という。）及び法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準（以下「勧告・協議基準及び命令基準」という。）（以下これらを「景観形成の基準」と総称する。）は、次のとおりとする。

ア 一般区域における景観形成の基準

別表第3のとおり

イ 広域景観形成推進地域における景観形成の基準

別表第4のとおり

(2) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

① 指定に当たっての考え方

法第19条第1項の景観重要建造物の指定及び法第28条第1項の景観重要樹木の指定（以下単に「指定」という。）は、3に定める良好な景観の形成に関する方針に基づく景観づくりをすすめていく上で、当該建造物又は樹木に対する指定が必要不可欠な場合において行うものとする。

② 指定に当たっての手続

指定に当たっては、北海道景観審議会の意見を聴くものとする。

(3) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を提供する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、経済活動や日常生活の利便性向上に不可欠なものであるとともに、景観を構成する重要な要素であり、これが景観に与える影響は大きなものがある。

良質な屋外広告物は、地域の良好な景観の形成に大きく寄与するものであるが、無秩序な屋外広告物の氾濫は、地域の景観を大きく損うものとなる。

このことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為について、良好な景観形成に関する方針との調和が保たれるよう十分に配慮するものとする。

(4) 景観重要公共施設の整備に関する事項

① 景観重要公共施設としての位置づけに当たっての考え方

法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設のうち、特に、本道における景観の重要な部分を占める道路、河川等の公共施設は、広域性を有しているため、一体性と連続性のある広域景観づくりをすすめる観点から、その整備を図ることが重要である。また、その範囲、整備のあり方等については、当該地域における景観づくりの指針、方針等に即して、関係法令に基づき当該公共施設管理者との十分な協議・調整を経て定める必要がある。

以上のことから、同号ロに規定する景観重要公共施設については、当分の間、広域景観形成推進地域において、特に当該地域の良好な景観を形成する上で重要な公共施設を位置付けるものとする。

② 景観重要公共施設の種类等

景観重要公共施設の種類及び対象区域並びにその整備に関する事項については、別表第5のとおりとする。

(5) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

本道の農村においては、恵まれた自然と豊かな大地のもとで、地域の気候風土に適した形で農業が営まれ、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観が作られてきた。

農村における景観は、農業生産活動が継続し、農地が利用されることを前提に、農地と周辺の自然環境や集落、農業施設などが相まって形成されるものである。

このため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定するに当たっては、自然景観などと一体的な美しい田園景観の保全・形成に向け、多様な生物との共生に配慮した生産基盤や農村環境の整備、周辺の景観と調和した土地利用や栽培方法、景観に配慮した農業用施設の整備などについて検討するものとする。

別表第1 届出対象行為（一般区域）

届出対象行為	規模										
<p>(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転</p>	<p>高さ13メートル又は延べ面積2,000平方メートル（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ20メートル又は延べ面積3,000平方メートル） ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p>										
<p>(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>当該立面の鉛直投影面積の2分の1</p>										
<p>(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（法第8条第2項第4号口に規定する特定公共施設、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第8条第1項に規定する鉄道施設及び空港法（昭和31年法律第80号）第2条に規定する空港の用に供するもの（以下「特定公共施設等供用工作物」という。）を除く。） イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。） ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備</p>	<p>次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり</p> <table border="1" data-bbox="810 730 1441 1330"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 730 1129 761">アに掲げる工作物</th> <th data-bbox="1129 730 1441 761">高さ5メートル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 761 1129 981">イからエまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1129 761 1441 981">高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 981 1129 1200">オに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1129 981 1441 1200">高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1200 1129 1263">カからサまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1129 1200 1441 1263">高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1263 1129 1330">シに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1129 1263 1441 1330">高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が10平方メートル以下のものを除く。</p>	アに掲げる工作物	高さ5メートル	イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）	オに掲げる工作物	高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）	カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル	シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル
アに掲げる工作物	高さ5メートル										
イからエまでに掲げる工作物	高さ15メートル （建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが15メートル）										
オに掲げる工作物	高さ13メートル （建築物と一体となって設置される場合にあつては、当該工作物の高さが5メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートル）										
カからサまでに掲げる工作物	高さ13メートル又は築造面積2,000平方メートル										
シに掲げる工作物	高さ5メートル又は築造面積2,000平方メートル										
<p>(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>当該立面の鉛直投影面積の2分の1</p>										
<p>(5) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>土地の面積にあっては10,000平方メートル、法面、擁壁の高さにあっては5メートル</p>										

備考 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。以下同じ。

別表第2 届出対象行為（広域景観形成推進地域）

対象区域	届出対象行為	規模										
羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域）	(1) 建築物でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転	高さ 10 メートル又は延べ面積 1,000 平方メートル（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域内における建築物にあっては、高さ 13 メートル又は延べ面積 2,000 平方メートル） ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の建築物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。										
	(2) (1)の規模を超える建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の 2 分の 1										
	(3) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）又は移転 ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物を除く。） イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（特定公共施設等供用工作物並びに電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物に該当するものを除く。） ウ 風力発電設備 エ 煙突その他これらに類する工作物 オ 物見塔その他これらに類する工作物 カ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物 キ 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ク 自動車庫の用に供する立体的な施設 ケ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 コ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 サ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設 シ 太陽電池発電設備	次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおり <table border="1" data-bbox="863 792 1437 1514"> <tr> <td data-bbox="863 792 1150 831">アに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1150 792 1437 831">高さ 5 メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 831 1150 1077">イからエまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1150 831 1437 1077">高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1077 1150 1323">オに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1150 1077 1437 1323">高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1323 1150 1424">カからサまでに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1150 1323 1437 1424">高さ 10 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="863 1424 1150 1514">シに掲げる工作物</td> <td data-bbox="1150 1424 1437 1514">高さ 5 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル</td> </tr> </table> ただし、増築又は改築にあっては、増築前又は改築前の工作物の規模が上記の規模を超える場合は、増築又は改築に係る築造面積の合計が 10 平方メートル以下のものを除く。	アに掲げる工作物	高さ 5 メートル	イからエまでに掲げる工作物	高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）	オに掲げる工作物	高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）	カからサまでに掲げる工作物	高さ 10 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル	シに掲げる工作物	高さ 5 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル
	アに掲げる工作物	高さ 5 メートル										
	イからエまでに掲げる工作物	高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）										
オに掲げる工作物	高さ 10 メートル（建築物と一体となつて設置される場合にあっては、当該工作物の高さが 5 メートル、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10 メートル）											
カからサまでに掲げる工作物	高さ 10 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル											
シに掲げる工作物	高さ 5 メートル又は築造面積 1,000 平方メートル											
(4) (3)の規模を超える工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替又は色彩の変更で、いずれかの立面における変更部分の鉛直投影面積が右欄に掲げる規模を超えるもの	当該立面の鉛直投影面積の 2 分の 1											
(5) 開発行為で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面、擁壁の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの	土地の面積にあっては 5,000 平方メートル、法面、擁壁の高さにあっては 5 メートル											

別表第3 景観形成の基準（一般区域）

対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準
建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。
	形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 外観には、周辺景観と調和する色彩を用いること。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にけばけばしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。
	敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。
開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
	規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対しての眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行うとき。
	形状・緑化等	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。

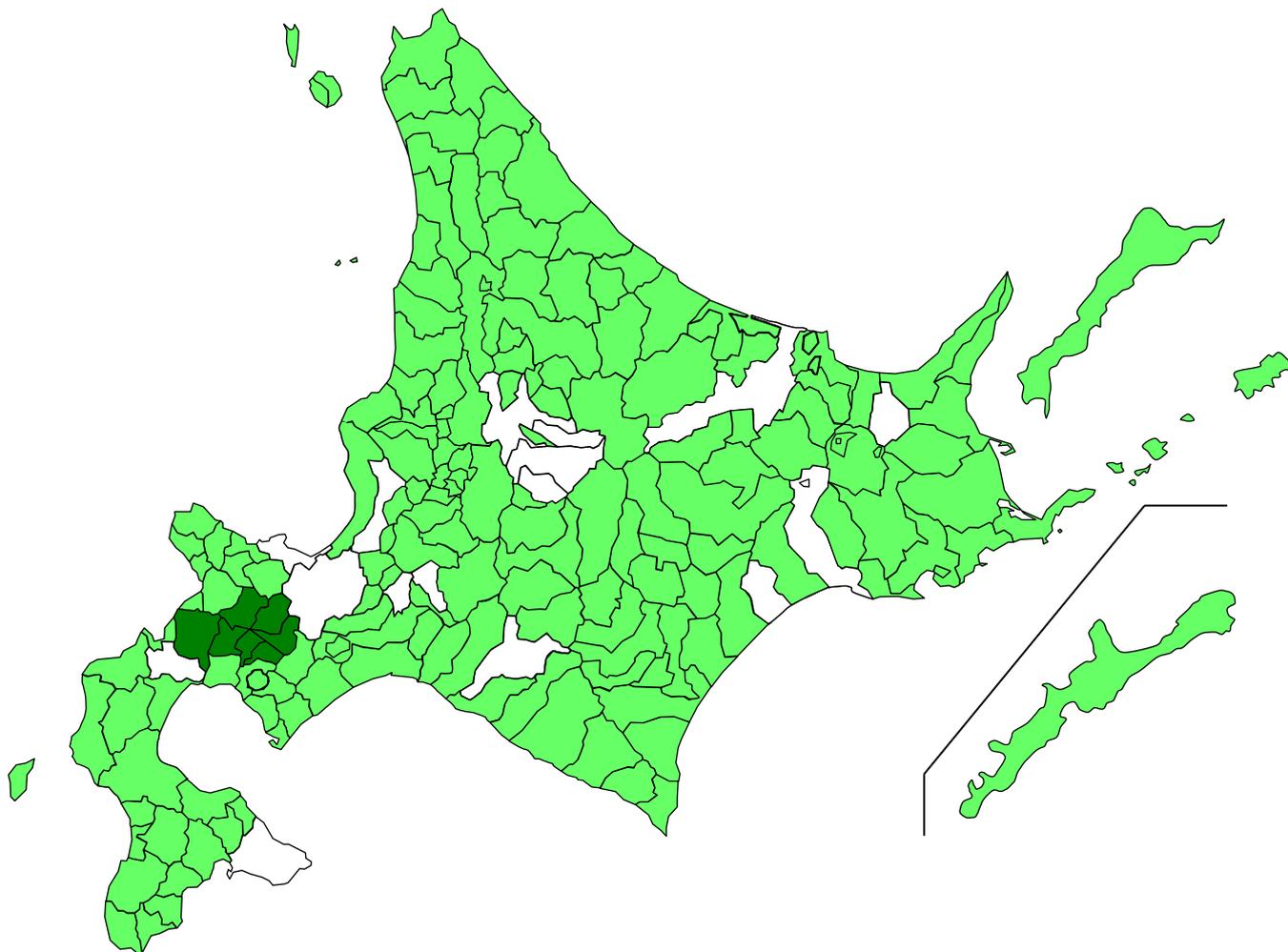
別表第4 景観形成の基準（広域景観形成推進地域）

対象区域	対象行為	区分	景観形成の配慮事項	勧告・協議基準及び命令基準	
羊蹄山麓広域景観形成推進地域（蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域）	建築物及び工作物	位置・配置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の位置・配置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置に建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地にあることにより、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害するとき。	
		規模	(1) 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 (3) 羊蹄山・ニセコ連峰・昆布岳・尻別岳と周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る規模で建築物等を建設するとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地に、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する規模の建築物等を建設するとき。	
		形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 (2) 全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 (3) 四季を通じての周辺景観と調和する色彩を基調とするよう配慮することとし、げげげしい色は使用しないこと。 (4) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 (5) オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の形態意匠が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 建築物等の外観にげげげしい色彩を用いることにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させることにより、周辺景観が著しく阻害されると認められるとき。 命令基準 (1) 上記(2)の場合で、特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するとき。	
		敷地の外構・その他	(1) 敷地内は、周辺環境との調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 (2) 敷地内の既存の樹木は可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 (3) 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 建築物等の敷地の外構が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 良好な景観の形成に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。	
		開発行為	位置	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の位置が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす位置で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観資源に対する眺望を著しく阻害する開発行為を行うとき。
			規模	(1) 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 (2) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の規模が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 主要な展望地から地域の良好な景観資源に対する眺望に大きな影響を及ぼす規模で開発行為を行うとき。 (3) 地域の良好な景観資源の近傍地で、当該景観を著しく阻害する規模の開発行為を行う場合。
	形状・緑化等		(1) 羊蹄山、ニセコ連峰、昆布岳、尻別岳と周囲の山並み、尻別川やその支流等の地域の良好な景観との調和に配慮した形状とすること。 (2) 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 (3) 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	勧告・協議基準 (1) 開発行為の形状が地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (2) 河川、水辺、表土等を保全しないことにより、周辺景観を著しく阻害するとき。 (3) 地域で親しまれている景観の保全に重要な樹木を伐採することにより、周辺景観を著しく阻害するとき。	

別表第5 景観重要公共施設の整備に関する事項

対象 区域	景観重要公共施設の種類及びそれらの整備に関する事項
羊蹄山麓広域景観形成推進地域 (蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町及び倶知安町の区域)	<p>(1) 景観重要道路</p> <p>地域のシンボルである羊蹄山の眺望をはじめ、ニセコ連峰や昆布岳などの山並やモザイク状に広がる畑作中心の田園を見渡す道路のうち、羊蹄山麓を通る景観形成上重要な次の路線とする。</p> <p>一般国道5号、230号、276号及び393号</p> <p>道道岩内洞爺線、豊浦京極線、蘭越ニセコ倶知安線、京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線</p> <p>【整備に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道から眺望する景観の連続性や周辺の自然環境など地域の特性に配慮する。 ・道路付属物は、沿道の景観を阻害しない位置への設置や調和するような色彩に努める。 <p>(2) 景観重要河川</p> <p>地域における景観形成に重要な尻別川水系の河川とする。</p> <p>【整備に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・羊蹄山などの自然や河岸段丘に広がる田園など周囲との調和に配慮する。 ・治水面と整合を図りつつ、尻別川水系の変化に富んだ魅力ある景観の維持、形成等に努める。

北海道景観計画図



 : 景観計画区域
(この区域には、地先公有水面を含む)

 : 羊蹄山麓広域景観形成推進地域

 : 北海道以外の景観行政団体
札幌市、旭川市、函館市、東川町、
清里町、美瑛町、平取町、小樽市、
長沼町、当別町、黒松内町、釧路市、
上富良野町、栗山町、北見市